

經濟環境委員會記錄

- 1 日時 令和2年9月16日（水曜日）
- | | |
|-----|----------|
| 開 会 | 午前10時13分 |
| 休 憩 | 午前10時27分 |
| 再 開 | 午前11時03分 |
| 休 憩 | 午前11時25分 |
| 再 開 | 午前11時53分 |
| 閉 会 | 午前11時56分 |
- 2 場 所 第3委員會室
- 3 出席委員 8人
- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 江西照康 |
| 副委員長 | 金谷幸則 |
| 委 員 | 木下章広 |
| // | 高道秋彦 |
| // | 東 篤 |
| // | 小西直樹 |
| // | 金厚有豊 |
| // | 堀江かず代 |
- 4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【環境部】

部長	伊藤 曜一
理事（環境センター所長）	伊東 繁
部次長	杉谷 要
環境センター次長（管理課長）	長崎 秀樹
環境政策課長	小川 徹雄
環境保全課長	飯田 哲
環境センター業務課長	高土 春樹
環境政策課主幹（調整担当）	田近 淳

【商工労働部】

部長	大場 一成
部次長	関野 孝俊
部次長（コンベンション・薬業・観光振興担当）	梅沢 宗仁
商業労政課長	高橋 洋
工業政策課長	坂口 輝之
薬業物産課長	西田 清和
観光政策課長	佐伯 徳生
公営競技事務所長	宮田 一博
職業訓練センター所長	木下 満
牛岳温泉スキー場所長	中澤 栄三
商業労政課主幹（調整担当）	山崎 悟

【農林水産部】

部長	山口 忠司
理事	井水 清智
部次長	高嶋 善秀
農林事務所長	谷井 政人
地方卸売市場長	茶木 聖一
参事（農村整備担当）	笹岡 覚
参事（市場再整備推進担当）	杉本 周児
参事（農業水産課長）	本林 成元
参事（森林政策課長）	桐溪 修一
参事（農村整備課長）	前田 剛
農政企画課長	高田 興真
地方卸売市場次長	水野 智
農林事務所農業振興課長	余川 洋成
農林事務所農地林務課長	谷崎 友紀
営農サポートセンター所長	山崎 晃
農政企画課主幹（調整担当）	岡地 睦美

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課主査	中村 千里
議事調査課主任	河原 絢加

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和2年9月定例会の経済環境委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）について許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、小西委員、金厚委員を指名いたします。

これより、環境部所管分の議案の審査を行います。

議案第133号 富山市斎場条例の一部を改正する条例制定の件

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

環境保全課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第133号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第133号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。
以上で、環境部所管分の議案の審査を終了い
たします。

次に、報告案件として提出されている
報告第39号 専決処分報告の件（損害賠償
請求に係る和解の件）中、専決第26号
を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

環境センター業務課長

〔議案書により説明〕

委員長

これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、環境部所管分で議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

小西委員

皆さん御存じだと思いますが、海岸の漂着ごみを集めておられる俣本さんですけれども、高齢になられてなかなか自分で体を動かすのも大変だという中で、20年間ぐらいずっと清掃をしておられます。そういう中でボランティア団体も立ち上げるなどしておられるのですけれども、何分いろいろな機材だとか、それから車でごみを1か所に集めたりということでガソリン代もかかっているのです。

ボランティア団体の方についても、お金の面で負担をかけるのが非常に心苦しいということでした。私も資金面での援助ができないかということをお願いしたのですけれども、なかなかできないということでした。今はごみ袋についてはもらっているということですが、例えば収集するときの道具一熊手だとか、そのような物品の貸与的なことを考え

て対処していただけないかという要望的な意見なのですけれども、いかがでしょうか。

環境部長

今お話にもありました方につきましては、長年にわたって大村海岸を中心とした富山湾の海岸清掃に御尽力をいただきまして、ボランティアというお立場で大変崇高なお取組だろうと思っております。私も何度かお話をさせていただきまして、県民会館での展示会等々も拝見して、頭の下がる思いだということで本当に敬意を表する次第でございます。

環境部といたしまして、一義的には海岸清掃というのは海岸管理者が行うべきものだろうというふうに思っております。とは申せ、富山市域にある海岸ということで、富山市が何もしないということについてはこれは違いうだろうということで、これまでも一今委員から少し御紹介がございましたけれども一集められましたごみを入れるごみ袋の提供でございますとか、収集されましたごみの回収等々につきましては、岩瀬環境事務所を中心に御支援といえますか、ちょっと口幅ったい言い方ですけれども、御協力をさせていただいているということでございます。

そこで、御要望といえますか、御意見のありました資金的な援助等々を含めた物品の貸与

などにつきましては、部内でもいろいろ検討もしましたし、他部局でも何かいいものはないかということも照会をしていましたけれども、なかなか現行の制度の中ではフィットするものがないということで、いわゆるそういった形ではない、今までのソフト的なところでさらに御協力できるものがあるのかどうか、御要望もお聞きしながらですけれども一もちろん一義的には海岸管理者ということは大前提としてはあるわけですが一お話をさせていただきたいと思えます。大変なお取組ということとは理解をしておりますけれども、ボランティアでやっていたら、その趣旨も大変重いのかなというふうに思っております。御高齢でもありますし、資金の面もよく理解はしておりますけれども、その辺の心情は理解しながらも、市の立場としてのお答えということになりますと、若干こういうスタンスになってしまうということも御理解をいただきたいなと思っております。

小西委員

ありがとうございます。

できれば、貸与的なことも考慮していただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

金厚委員

1つお尋ねしたいのですけれども、まちなかにたくさんの自動販売機があります。その自動販売機の横に空き缶を入れる、俗に言うごみ箱というか、ボックスがあるところもあれば、ないところもあるのです。あれは設置業者に対して指導をするのか、あるいはメーカーに対して指導をするのか、どちらでしょうか。

そのまま飲みっ放しで缶が道路に放ってあるのです。指導する方法というのは何かないのですか。

環境部長

その法的な根拠、例えば指導権限が設置者にあるのか、メーカーにあるのかということは少し勉強しなければいけません。確かにごみ箱が設置してあるところもあれば、ないところもあって、缶がそのままということはまちなかの景観ということにも関係してまいります。少し勉強させていただいて、それが果たして環境部の権限なのか、はたまた市民生活部なのか一どこの部だ、ここの部だと言うつもりはもちろんありませんが、所管というものが当然あります。景観というところでありますと、もしかすると活力都市創造部なのかなとかいろいろ思っておりますので、ちょっとその辺の関係のところと話をして一そう

いったことがないようにという趣旨でのお尋ねだろうと思っていますので一指導ということが適切な言葉かどうかは分かりませんが、お願いということになるのかもしれませんが、それでも、そういったことについて少し勉強させていただきたいなと思っております。

金厚委員

あえてもう1つ言うなら、今の缶の問題で、自動販売機を設置している商店の経営者に何でゴミ箱を置いていないのかという確認をしますと、よそで買ってきたものをここに置いていく人がいて、それを防止するためにゴミ箱は置いていないのだと。それはあまりにも一言われることは分からないわけではないのですが、そこら辺も併せて一今、縦割りの話をしておりますけれども、各部局と横断的に打合せをして、どの部がやれということではなく、それなりの知恵を出して、指導するなり、自販機を設置している業者に対してきちんとしたものを出していただきたいなと思っております。

環境部長

委員会の場であまり推測で物を申すのはいけないのだろうと思いますが、法的な根拠をもって自動販売機の横にゴミ箱を設置しなさいというようなものがあるのか、それは勉強し

ます。ちょっとどうなのかなというのは個人的には思っているところもございますので、お願いといたしますか、そういったことになろうかなというふうに思っております。

これは勉強して一いいかげんなことは申せませんけれども一今委員の言われた趣旨もよく理解しながら協議、検討したいと思っております。

（「お願いします」と発言する者あり）

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、経済環境委員会環境部所管分を終了いたします。

午前10時27分 休憩

~~~~~

午前11時03分   再開

委員長           経済環境委員会商工労働部所管分の議案の審査を行います。

議案第134号   富山で働き・学ぶ生き方応

援奨学基金条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第135号 富山市白樺ハイツ条例を廃止する条例制定の件、

議案第151号 土地処分の件（呉羽南部企業団地分譲地）、

議案第152号 土地処分の件（呉羽南部企業団地分譲地）、

以上4件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

職業訓練センター所長 〔議案第134号について、議案説明資料により説明〕

観光政策課長 〔議案第135号について、議案説明資料により説明〕

工業政策課長 〔議案第151号について、議案第152号について、議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

小西委員 議案説明資料17ページの白樺ハイツ条例を廃止する条例について、白樺ハイツは多くの

市民や観光客、それから登山客などに親しまれてきた施設だというふうに思います。昨日も指定管理者から聞きましたけれども、今年の2月に水道管が破裂して10日間休館し、予約客を断るのに大変苦労したということでした。そのようなことは度々あったのでしょうか。

それと、今初めて聞いたのですけれども、地元からは日帰り温泉施設として利用したいという話があったそうなのです。そうすると、修理だとかそういうものにお金が結構かかるのではないかなと思うのですけれども一地元の人たちに大変親しまれてきた施設ですから、利用できれば一番いいのですが、その辺についての見通しについてお聞きしたいと思います。

観光政策課長 白樺ハイツの修繕—これまでこういった修繕をしたのかにつきましては、ちょっと手元に資料がないので今の時点でお答えすることができないのですけれども、いずれにしても昭和52年の建物でございますので、いろいろなところで修繕が必要だということでは伺っております。大きいところでは、屋上で雨漏りが結構発生しているという状況を聞いております。

今回日帰り入浴施設としての活用を少し協議しているということなのですが、本館自体は昭和52年の建物でございます。実は2000年前後に増築をしております、そこがいわゆるお風呂の辺りということになっております。比較的新しいエリアの部分について日帰り入浴施設としての活用が、可能性としてはあるのではないかというふうに考えております。

小西委員 入浴設備は比較的新しいということですか。

観光政策課長 平成11年に増築した部分がいわゆる入浴のエリアになります。

ただ、いずれにしても、そこからもう20年たっているので、新しいわけではなく、比較的という言い方です。

確かにボイラーとか水回りは非常に傷みやすいところでございますので、そこら辺に関してはどのように運営していくか、どのような活用方法があるのかというのは、これからの課題ということで協議をしているところでございます。

小西委員 もう1つ、現在パートで働いておられる方が15人おられると。地元の人を中心に採用し

ておられるということです。指定管理者は富山地域の株式会社石橋さんだということで、ほかの業務もやっておられるので、廃館になっても、希望者がほかの業務に就いていただけるということであれば、それこそ辞めさせられるということにならないというふうに聞きました。指定管理者が地元業者という面でも、非常に地元に対して心ある面があるのではないかなというふうに思います。

そういう面では、古洞の森の件もありますけれども一担当部署は違いますが一こういう地元業者を指定管理者としても大事にさせていただきたいというのは、昨日お聞きして感じているところであります。その辺の見解がありましたらよろしくお願いします。

観光政策課長

白樺ハイツの施設自体はこれで廃止ということになります。ですので、今指定管理を担っていただいています株式会社石橋に関してももちろんこの業務は一旦廃止ということになりますので、白樺ハイツの従業員に関しては、そのような話を株式会社石橋からされていると伺っております。

廃止後の活用については、現時点でどうなるのか全く決まっていない状況でございます、その方々がどうなるのかということも、今の

時点としては何も申し上げることができない  
と思っています。

金厚委員

議案説明資料18ページの土地処分の件で聞  
きたいのですが、この前、私の会派の中で、  
有志で現場を視察したときにも説明を聞いた  
のですけれども、今回再度説明してほしいこ  
とがありますのでよろしくお願いいたします。  
というのは、例えばこの日本郵便株式会社と  
か株式会社シーアールイー—これも全部運送  
業だと思えますけれども、運送業は今忙しい  
さなかで、この建設はいつまでに終わるのか、  
稼働はいつからなのか、社員を何人採ってど  
のような形で雇用が進むのか—それが分から  
ないとせっかくの富山の工業団地の税収入の  
問題もございますので、その辺が分かればお  
聞かせください。分かる範囲で結構です。

工業政策課長

まず、日本郵便につきましては現在操業中  
でございます、新たに何か倉庫ができるとか、  
そういったことではございません。

株式会社シーアールイーにつきましては、そ  
こに実際入られます塚本郵便遞送さんのほう  
で、まず雇用関係については一事業計画上で  
すけれども—新規雇用で正社員5名、非正規  
社員30名程度で操業を開始したいというこ

とで聞いております。

また、そこに実際建てられる建物ですけれども、倉庫の建物自体が約9億5,000万円と聞いております。

その建設計画が来年の6月頃までということになっておりまして、塚本郵便逓送さんは7月頃から操業を開始したいということで、計画上はそのように聞いております。

委員長 ほかにも質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第134号、議案第135号、議案第151号、議案第152号、以上4件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第134号、議案第135号、議案第151号、議案第152号、以上4件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、商工労働部所管分の議案の審査を終  
了いたします。

次に、当委員会に付託されました陳情の審査  
を行います。

令和2年分陳情第16号 道の駅らしき施設  
に関する陳情

を議題といたします。

陳情文書表は、お手元に配付のとおりであり  
ます。

まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局

〔陳情文を朗読〕

委員長

それでは、本陳情について当局の見解を求め  
ます。

観光政策課長

道の駅は、安全で快適に道路を利用するた  
めの道路交通環境の提供、地域のにぎわいの創  
出を目的とした施設であり、休憩や情報提供、

地域連携の3つの機能を備え、令和2年7月現在、全国に1,180か所の道の駅があると伺っております。

そのうち、富山県内には15か所の道の駅が設置されており、富山市においては、平成5年度に国道41号の細入地域に飛越ふれあい物産センター林林を併設する道の駅細入を設置し、土産品や農産物等を販売し、富山県の南の玄関口として多くの観光客などに利用されております。

また、市内には岩瀬カナル会館や梅かまミュージアム、源ますのすしミュージアム、池田屋安兵衛商店、富山県物産館など、複数の事業者において道の駅に類似する施設が運営されており、トイレ休憩や土産品等の販売サービスを提供されております。

道の駅の整備につきましては、旧富山市では平成14年度に道の駅設置検討委員会で協議され、その必要性は非常に低いとの答申がなされております。

また、本市では平成29年に作成いたしました観光戦略プランにおいて、広域観光交流拠点としての都市機能の強化や滞在型観光の推進などに努め、市内における宿泊者数や観光消費額を増やすことを目標としており、現在、宿泊を含めて、本市の滞在時間をさらに延ば

すことができるよう様々な取組を進めているところでもあります。

一般的な道の駅は、車や観光バスなどで訪れる方々が、トイレ休憩や飲食、物産品等の購入を目的に立ち寄られる施設であり、長時間の滞在とはならず観光消費額も限られていることから、市内における滞在時間を延ばすためには一例えば中心市街地の駐車場に車を止め、路面電車などを利用して富山城やガラス美術館、岩瀬エリアの森家などを巡っていただくとともに、飲食店や土産店にも立ち寄っていただくことが大切であると考えております。

このため、本市といたしましては、道の駅または類似施設の整備について、複数の民間事業者において運営されている施設の経営への影響が懸念されるほか、設置費用や運営費用が多額となること、また、滞在時間が限られた一時的な立ち寄り施設となることから、現在のところ考えておりません。

なお、お尋ねのバス駐車場についてですけれども、有料ではございますが、城址公園南側の丸の内交差点付近にありますバス駐車場にはバスが7台、また市営の総曲輪駐車場にはバスが4台駐車できます。また、城南公園には公園利用者用にバスが4台、それから東中

野公園のほうにはバスが10台、無料で駐車が可能となっております。そのほか、市の民俗民芸村には8台、それから五福山水苑内にあります県水墨美術館には7台、また富山県美術館には8台分のバスの駐車場が完備されております。

また、これらの駐車場にはトイレも備えているところがございます。

説明は以上です。

委員長

それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑はありますか。

堀江委員

陳情要旨を読ませていただきました。まず、道の駅らしき施設ということでございますが、41年間ボランティアをやっておられて、本当に富山市の観光を一生懸命盛り上げたいという思いがよく伝わってまいります。

ただ、できれば実態に即した、事実の上での数字などを出されて、陳情されたらよかったですのではないかなと思っております。

例えば、森市長がいつこの話をされたとか、そのような部分ももう少し一行きたくても行けないとか、具体的になぜそうなのかという部分ももう少しきちんと述べておられたらよ

かったのではないかなと思っております。  
当局のこの受け止め方に私も賛成でございます。

委員長           ほかに御意見等がないようですので、この程度にとどめます。  
念のため、確認いたします。  
本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           それでは、引き続き審査を続けます。  
これより、令和2年分陳情第16号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           討論なしと認めます。  
これより、令和2年分陳情第16号を挙手により採決いたします。  
本陳情は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長 挙手なしであります。  
よって、本陳情は不採択とすることに決定しました。  
以上で、当委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。  
次に、商工労働部所管分で議案以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、経済環境委員会商工労働部所管分を終了いたします。

午前 11 時 25 分 休憩

~~~~~

午後 11 時 53 分 再開

委員長 経済環境委員会農林水産部所管分の議案の審査を行います。
議案第 136 号 富山市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第 153 号 訴えの提起の件、
以上 2 件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

農政企画課長 〔議案第136号について、
議案概要書により説明〕

農業水産課長 〔議案第153号について、
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑
を終結いたします。
これより、議案第136号、議案第153号、
以上2件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第136号、議案第153号、
以上2件を一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議
はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、農林水産部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、農林水産部所管分で議案以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、農林水産部所管分を終了いたします。

これで、9月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和2年9月定例会の経済環境委員会を閉会いたします。

令和2年9月定例会
経済環境委員会記録署名

委員長 江西照康

署名委員 小西直樹

署名委員 金厚有豊